

令和7年（行ウ）第82号、同第109号

更正請求処分通知取消等請求事件

原 告 倉持尚、松村幸裕子

被 告 国

証拠申出書

2026年5月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 川 澤 直 康

ほか4名

原告は、以下のとおり、証拠の申出をする。

第1 証人尋問の申出

1 藤間大順（同行、原告側尋問 40 分）

(1) 立証の趣旨

- ・一般対応必要経費に当たるか否かは当該支出の性質・目的・効果等を総合考慮して判断すべきであること
- ・一般対応必要経の当てはめについての被告主張は、誤りであること

(2) 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

(3) 尋問の必要性

本訴において、被告は、一般対応必要経費に当たるといえるためには、支出が業務と「直接」関連していることを要するとし、平成24年東京高判以降の裁判例においても「直接」関連性要件が求められていると主張する。その上で、保育料は育児支出であるから家事費であり、業務と直接関連性がないため必要経費には当たらないと主張する。

これに対して、藤間准教授は、意見書（甲 50 号証）において、①一般対応経費に「直接」関連性要件を設けることは、所得税法の規定構造及び昭和 38 年答申に反していること、②一般対応経費該当性は、支出の性質・目的・効果等の総合判断によるべきであること、③「育児」のためのという抽象的理由で必要経費性を否定するなど個別事情を踏まえない誤った当てはめを行っていること等、被告の主張が所得税法の規定、立法趣旨、判例法理等に照らして誤っていることにつき詳細な意見を述べている。

藤間准教授に対する尋問結果は、被告の主張にいずれも理由がないことを立

を踏まえて詳細に述べている。その内容は、税法に関する高度な専門性に基づくものである。裁判所が三木教授の意見書の内容や趣旨を正確に理解し、適切な判断を行うためには、三木教授本人に対する尋問を実施し、その専門的知見及び意見の根拠を直接確認することが不可欠である。

第2 原告本人尋問の申出

1 本人の表示

(1) 倉持尚（同行、原告側尋問30分）

(2) 松村幸裕子 (同行、原告側尋問30分)

2 立証の趣旨

- ・本件保育料が一般対応の必要経費に当たること

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

4 尋問の必要性

当事者尋問を実施する目的は、本件保育料が一般対応の必要経費に当たることとを証明することにある。

被告は、原告らの保育料について「事業の遂行上必要なものであることは必ずしも明らかではなく、また…業務に係る収入を生み出す事業活動と直接の関連を有するものとは認められない」と主張する（被告準備書面(1)28～29頁）。その根拠について、被告は、「保育料は…子の育児のために負担する支出である」から「客観的に見て…事業活動と直接の関連性を有するものであるとは認められ」ないこと（被告準備書面(2)9～10頁、11～12頁）を挙げる。また、保育料は育児のための支出であり「所得獲得活動がなくても」発生するので「本質的に個人消費の性質を帯びている」として、家事費に当たるな

どと主張する（被告準備書面(2)8～9頁）。

このように、被告は、保育料が育児に係る費用であるという抽象的な理由のみから、事業遂行上の必要性及び業務関連性を否定し、家事費に当たると述べている。しかし、必要経費に当たるか否かは、本件保育料の目的及び効果等に関する具体的事情を総合して判断されなければならない、これらを基礎付ける具体的事情を詳細に把握することが不可欠である。そして、かかる事実、その性質上、書面のみによって十分に把握し得るものではない。本人の供述を直接聴取し、その具体性及び信用性を吟味することによって初めて適切な心証形成が可能となる。

なお、意見陳述における陳述内容は証拠資料ではなく判決の基礎にならないため、人証に代替するものではなく、当事者尋問の必要性を減じるものではない。また、陳述書は、あくまでも尋問の実施を前提としたものであり、当事者尋問における供述に比べて証拠価値は低い。口頭主義及び直接主義という民事訴訟法の大原則から、陳述書によって当事者尋問を代替させることはない。

以上の次第であるから、裁判所におかれては、原告ら全員の当事者尋問の申し出を採用されたい。

以 上

尋問事項（証人 藤間大順）

- 1 所得税法が定める必要経費と家事費・家事関連費の関係
- 2 所得税法 37 条 1 項と同 45 条 1 項の立法経緯
- 3 平成 24 年東京高裁判決以前の裁判例による一般対応経費の判断枠組み
- 4 一般対応経費の判断枠組みについて、平成 24 年東京高裁判決がその後の裁判例に与えた影響
- 5 平成 24 年東京高裁判決以降の裁判例においては、支出が業務と直接間接を問わずに関連性があるか否かで判断をされており、個別具体的事情に即した判断を行っていること
- 6 平成 24 年東京高裁判決以降の裁判例が示す判断枠組みは、所得税法が規定する必要経費と家事費・家事関連費の規定内容及び立法趣旨に適った内容であること
- 7 本件保育料の必要経費該当性判断にあたり、具体的事情を一切考慮せず一般論のみから必要経費該当性を否定することは、裁判例等を踏まえた必要経費の解釈論と整合しないこと
- 8 その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（証人 三木義一）

- 1 所得税法が定める必要経費と家事費・家事関連費の関係
- 2 明治以来必要経費概念が拡大してきた歴史的経緯があること、一般対応必要経費は広く解釈すべきであるという方針が昭和38年答申を踏まえて確立され、昭和40年改正により現行の所得税法37条1項に結実したこと
- 3 所得税法の規定及び立法経緯を踏まえると、一般対応必要経費の判断に当たり「直接」関連性要件は不要であること
- 4 本件保育料は家事費に当たらないこと
- 5 本件保育料は一般対応必要経費に当たること
- 6 その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（本人 倉持尚）

- 1 原告の経歴等
- 2 原告が個人事業主として従事する業務の内容、性質、業務の繁忙度等
- 3 原告が保育園を利用する目的
- 4 保育園の利用が原告の業務及び所得稼得にもたらす効果及び寄与の程度
- 5 保育園を利用しなかった場合に原告の業務に生じる影響
- 6 原告が事業を遂行する為には第1子を保育園に預ける必要があったこと
- 7 原告配偶者の仕事内容、業務の繁忙度等
- 8 令和5年時の原告配偶者の生活状況
- 9 原告配偶者が第2子を育児しながら、同時に第1子を育児することが困難であること
- 10 その他、本件に関する一切の事項

尋問事項（本人 松村幸裕子）

- 1 原告の経歴等
- 2 原告が個人事業主として従事する業務の内容、性質、業務の繁忙度等
- 3 原告の就労時間に占める、有限会社ひかりの取締役としての就労と個人事業主としての就労の割合
- 4 確定申告において個人事業主として事業収入を得た委託業務の種類・内容等
- 5 原告が保育園を利用する目的
- 6 保育園の利用が原告の業務及び所得稼得にもたらす効果及び寄与の程度
- 7 保育園を利用しなかった場合に原告の業務に生じる影響
- 8 原告が事業を遂行する為には第1子を保育園に預ける必要があったこと
- 9 原告配偶者の仕事内容、業務の繁忙度等
- 10 その他、本件に関する一切の事項